

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人船員保険会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第36条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、定款第16条により置かれる評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、報酬として俸給、調整手当及び特別手当を支給する。ただし、本人の申し出により報酬の全部又は一部を辞退することができる。

- 2 常勤役員には、賞与を支給しない。
- 3 常勤役員には、報酬のほか、評議員会の決議により別に定める退職手当を支給することができる。

(報酬月額)

第4条 常勤役員の報酬月額は、会長が評議員会の承認を得て定める俸給月額と第7条及び第8条の規定に基づき算出された各手当の額の合計額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、毎月25日にその月分を支給する。ただし、その日が土曜日に当たるときは、その前日、日曜日に当たるときは、その前々日に繰り上げて支給する。この場合において、繰り上げた日が国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日に当たるときは、さらにその前日に繰り上げて支給する。

(俸給)

第6条 報酬の俸給月額、次のとおりとする。

- (1) 会長 968,000円以内
- (2) 常務理事 763,000円以内
- (3) 常勤監事 708,000円以内

2 前項の規定にかかわらず、勤務日が1週間のうち5日未満の場合の俸給月額は、1週間の勤務日数を5で除して俸給月額に乗じて得た額とする。

(調整手当)

第7条 調整手当は、一般財団法人船員保険会地域手当支給規程第2条の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて役員に対して支給する。

2 調整手当の月額は、俸給月額に100分の20.0を乗じて得た額とする。

(特別手当)

第8条 特別手当の月額は、俸給月額及び調整手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給月額及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の340を乗じて得た額を12で除した額とする。

(日割計算)

第9条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が任期満了及び辞任（定款第34条第4項に規定する後任者が就任するまでの日を除く。以下同じ。）し、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が任期満了し、就任し又は解任されたその日に即日役員に選任されたときは、その翌日から報酬を支給する。
- 4 前3項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬月額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 常勤役員が死亡したときは、その死亡した日までの報酬を、前項の規定に基づき計算して支給する。

(報酬の支給方法)

第10条 報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべきもの及び役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬月額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が、報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場

合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用)

第12条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員を対象とする通勤手当支給規程に準ずる。

(改正)

第13条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

2 平成18年1月に支給する報酬の額は、この改正規程により算出される支給月額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成17年4月1日において役員が受けるべき俸給月額及び特別調整手当月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月

の前日までの月数を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

- (2) 平成17年4月1日において役員が受けるべき特別手当の月額を12で乗じて得た額に100分の0.36を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日から引き続き在任する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人船員保険会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。